

議 第 8 3 号

印鑑条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本市印鑑条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和 7 年（2025 年）9 月 5 日 提出

柏 崎 市 長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市印鑑条例及び新潟県柏崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

（印鑑条例の一部改正）

第 1 条 新潟県柏崎市印鑑条例（昭和 50 年条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 項及び第 6 条第 1 項第 6 号中「の備考欄」を削る。

第 8 条の見出し中「の再交付」を「の引換交付」に改め、同条第 1 項中「き損」を「毀損」に、「印鑑登録証再交付申請書」を「印鑑登録証引換交付申請書」に、「再交付を」を「引換交付を」に改め、同条第 2 項中「再交付」を「引換交付」に改める。

第 13 条第 1 項第 4 号中「の備考欄」を削る。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する

条例の一部改正)

第2条 新潟県柏崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第47号)の一部を次のように改正する。

別表第1中32の項を33の項とし、31の項を32の項とし、30の項を31の項とし、29の項の次に次の1項を加える。

30 市長	市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者(市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。)を特定する固有の番号を付番し、管理するもの(以下「住登外者宛名番号管理機能」という。)による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
-------	--

別表第1に次のように加える。

34 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
----------	---

別表第2の1の項中

「知的障害児及び知的障害者に対する療育手帳の交付に関する情報であって規則で定めるもの(以下「療育手帳関係情報」という。)	「知的障害児及び知的障害者に対する療育手帳の交付に関する情報であって規則で定めるもの(以下「療育手帳関係情報」という。) 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報であって規則で定めるもの(以下「住登外者宛名情報」という。)
--	---

」を 」に

改め、同表2の項中

「外国人生活保護関係情報	「外国人生活保護関係情報 住登外者宛名情報
--------------	--------------------------

」を 」に

改め、同表3の項中

「

療育手帳関係情報

療育手帳関係情報
住登外者宛名情報

」を」に

改め、同表 4 の項、 5 の項及び 6 の項中

「

外国人生活保護関係情報

「

外国人生活保護関係情報
住登外者宛名情報

」を」に

改め、同表 7 の項中

「

療育手帳関係情報

「

療育手帳関係情報
住登外者宛名情報

」を」に

改め、同表 8 の項中

「

外国人生活保護関係情報

「

外国人生活保護関係情報
住登外者宛名情報

」を」に

改め、同表 9 の項及び 10 の項中

「

療育手帳関係情報

「

療育手帳関係情報
住登外者宛名情報

」を」に

改め、同表 11 の項中

「

重度心身障害者に対する医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの（以下「重度心身障害者医療費助成関係情報」という。）

「

重度心身障害者に対する医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの（以下「重度心身障害者医療費助成関係情報」という。）
住登外者宛名情報

」を」に

改め、同表 1 2 の項及び 1 3 の項中

「	療育手帳関係情報	」を	「	療育手帳関係情報 住登外者宛名情報	」に
---	----------	----	---	----------------------	----

改め、同表 1 4 の項中

「	外国人生活保護関係情報	」を	「	外国人生活保護関係情報 住登外者宛名情報	」に
---	-------------	----	---	-------------------------	----

改め、同表 1 5 の項中

「	ひとり親家庭医療費助成関係情報	」を	「	ひとり親家庭医療費助成関係情報 住登外者宛名情報	」に
---	-----------------	----	---	-----------------------------	----

改め、同表 1 6 の項中

「	年金給付関係情報	」を	「	年金給付関係情報 住登外者宛名情報	」に
---	----------	----	---	----------------------	----

改め、同表 1 7 の項中

「	外国人生活保護関係情報	」を	「	外国人生活保護関係情報 住登外者宛名情報	」に
---	-------------	----	---	-------------------------	----

改め、同表 1 8 の項中

「	予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって規則で定めるもの	」を	「	予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって規則で定めるもの 住登外者宛名情報	」に
---	-----------------------------------	----	---	---	----

改め、同表 19 の項中

「	「
重度心身障害者医療費助成関係情報	重度心身障害者医療費助成関係情報
	住登外者宛名情報
」を	」に

改め、同表 20 の項及び 21 の項中

「	「
外国人生活保護関係情報	外国人生活保護関係情報
	住登外者宛名情報
」を	」に

改め、同表 22 の項及び 23 の項中

「	「
療育手帳関係情報	療育手帳関係情報
	住登外者宛名情報
」を	」に

改め、同表 24 の項及び 25 の項中

「	「
重度心身障害者医療費助成関係情報	重度心身障害者医療費助成関係情報
	住登外者宛名情報
」を	」に

改め、同表 26 の項中

「	「
公営住宅関係情報	公営住宅関係情報
	住登外者宛名情報
」を	」に

改め、同表 27 の項中

「	「
地方税関係情報	地方税関係情報
	住登外者宛名情報
」を	」に

改め、同表 2 8 の項中

「

療育手帳関係情報

」を「

療育手帳関係情報
住登外者宛名情報

」に

改め、同表 2 9 の項中

「

地方税関係情報

」を「

地方税関係情報
住登外者宛名情報

」に

改め、同表 3 0 の項中

「

療育手帳関係情報

」を「

療育手帳関係情報
住登外者宛名情報

」に

改め、同表 3 1 の項中

「

外国人生活保護関係情報

」を「

外国人生活保護関係情報
住登外者宛名情報

」に

改め、同表 3 2 の項中

「

地方税関係情報

」を「

地方税関係情報
住登外者宛名情報

」に

改め、同表 3 3 の項中

「

療育手帳関係情報

」を「

療育手帳関係情報
住登外者宛名情報

」に

改め、同表 3 4 の項中

「
地方税関係情報

「
地方税関係情報
住登外者宛名情報

」を」に

改め、同表 3 5 の項及び 3 6 の項中

「
外国人生活保護関係情報

「
外国人生活保護関係情報
住登外者宛名情報

」を」に

改め、同表 3 7 の項及び 3 8 の項中

「
療育手帳関係情報

「
療育手帳関係情報
住登外者宛名情報

」を」に

改め、同表 3 9 の項中

「
外国人生活保護関係情報

「
外国人生活保護関係情報
住登外者宛名情報

」を」に

改め、同表 4 0 の項、 4 1 の項及び 4 2 の項中

「
療育手帳関係情報

「
療育手帳関係情報
住登外者宛名情報

」を」に

改め、同表 4 3 の項中

「
介護保険給付等関係情報

「
介護保険給付等関係情報
住登外者宛名情報

」を」に

改め、同表 4 4 の項、 4 5 の項及び 4 6 の項中

「

「

外国人生活保護関係情報

外国人生活保護関係情報
住登外者宛名情報

」を」に

改め、同表 4 7 の項及び 4 8 の項中

「

医療保険給付関係情報

「

医療保険給付関係情報
住登外者宛名情報

」を」に

改め、同表 4 9 の項中

「

療育手帳関係情報

「

療育手帳関係情報
住登外者宛名情報

」を」に

改め、同表 5 0 の項中

「

外国人生活保護関係情報

「

外国人生活保護関係情報
住登外者宛名情報

」を」に

改め、同表 5 1 の項中

「

医療保険給付関係情報

「

医療保険給付関係情報
住登外者宛名情報

」を」に

改める。

別表第 3 に次のように加える。

6 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住登外者宛名情報
---------	---	----	----------

附 則

この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において

規則で定める日から施行する。

新潟県柏崎市印鑑条例（昭和50年3月27日条例第25号）

改正後	改正前
<p>(登録印鑑)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民が住民票に記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</p> <p>(登録事項)</p> <p>第6条 市長は、印鑑登録の申請を受理したときは、印鑑登録原票を備え、登録することとした印鑑の印影のほか当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票に記載がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合は、当該氏名のカタカナ表記</p> <p>(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(印鑑登録証の引換交付)</p> <p>第8条 印鑑の登録を受けている者又はその代理人は、印鑑登録証が著しく汚染し、又は毀損した場合に限り、<u>印鑑登録証引換交付申請書</u>に当該印鑑登録証を添えて、市長に引換交付を申請することができる。ただし、登録番号が確認できない場合には、この限りでない。</p> <p>2 市長は、前項の申請があつたときは、当該印鑑登録証及び印鑑登録原票の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを確認したうえ、当該申請者に印鑑登録証を引換交付するものとする。</p>	<p>(登録印鑑)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</p> <p>(登録事項)</p> <p>第6条 市長は、印鑑登録の申請を受理したときは、印鑑登録原票を備え、登録することとした印鑑の印影のほか当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合は、当該氏名のカタカナ表記</p> <p>(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(印鑑登録証の再交付)</p> <p>第8条 印鑑の登録を受けている者又はその代理人は、印鑑登録証が著しく汚染し、又は毀損した場合に限り、<u>印鑑登録証再交付申請書</u>に当該印鑑登録証を添えて、市長に再交付を申請することができる。ただし、登録番号が確認できない場合には、この限りでない。</p> <p>2 市長は、前項の申請があつたときは、当該印鑑登録証及び印鑑登録原票の登録事項と照合し、当該申請が適正であることを確認したうえ、当該申請者に印鑑登録証を再交付するものとする。</p>

改正後	改正前
<p>(印鑑登録証明書)</p> <p>第13条 印鑑登録証明書は、印鑑の登録を受けている者に係る印鑑登録原票に登録されている印影及び次の各号に掲げる事項を電子計算組織の出力装置により写しを作成し、これについて市長が証明するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票に記載がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合は、当該氏名のカタカナ表記</p> <p>2 (略)</p>	<p>(印鑑登録証明書)</p> <p>第13条 印鑑登録証明書は、印鑑の登録を受けている者に係る印鑑登録原票に登録されている印影及び次の各号に掲げる事項を電子計算組織の出力装置により写しを作成し、これについて市長が証明するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票に記載がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合は、当該氏名のカタカナ表記</p> <p>2 (略)</p>

新潟県柏崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び
 特定個人情報提供に関する条例（平成27年9月25日条例第47号）

改正後		改正前	
別表第1 （第4条関係）		別表第1 （第4条関係）	
機関	事務	機関	事務
(略)		(略)	
30 市長	市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（市の住民基本台帳に登録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するもの（以下「住登外者宛番号管理機能」という。）による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	30 教育委員会	要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の実施に関する事務であって規則で定めるもの
31 教育委員会	特別支援学級に在籍する児童生徒に対する就学奨励の実施に関する事務であって規則で定めるもの	31 教育委員会	特別支援学級に在籍する児童生徒に対する就学奨励の実施に関する事務であって規則で定めるもの

改正前

32 教育委員会	被災児童生徒に対する就学援助の実施に関する事務であって規則で定めるもの
----------	-------------------------------------

別表第2 (第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
1 市長	児童福祉法による障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの（以下「外国人生活保護関係情報」という。） 知的障害児及び知的障害者に対する療育手帳の交付に関する情報であって規則で定めるもの（以下「療育手帳関係情報」という。）
2 市長	児童福祉法による高額障害児通所給付費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報
3 市長	児童福祉法による障害福祉サービスの提供に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報であって規則で定めるもの（以下「地方税関係情報」という。） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平

改正後

33 教育委員会	被災児童生徒に対する就学援助の実施に関する事務であって規則で定めるもの
34 教育委員会	住登外者宛番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2 (第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
1 市長	児童福祉法による障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの（以下「外国人生活保護関係情報」という。） 知的障害児及び知的障害者に対する療育手帳の交付に関する情報であって規則で定めるもの（以下「療育手帳関係情報」という。） 住登外者宛番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報であって規則で定めるもの（以下「住登外者宛名情報」という。）
2 市長	児童福祉法による高額障害児通所給付費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報 住登外者宛名情報
3 市長	児童福祉法による障害福祉サービスの提供に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報であって規則で定めるもの（以下「地方税関係情報」という。） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平

改正後		改正前	
4	市長	児童福祉法による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
5	市長	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの
6	市長	予防接種法（昭和23年法律第68号）による予防接種の実施に関する事務であって規則で定めるもの（以下「生活保護関係情報」という。）	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの（以下「生活保護関係情報」という。）
7	市長	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの（以下「自立支援給付関係情報」という。）	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）という知的障害者に関する情報であって規則で定めるもの（以下「障害者関係情報」という。）
改正後		改正前	
成17年法律第123号) による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの (以下「自立支援給付関係情報」という。)		成17年法律第123号) による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの (以下「自立支援給付関係情報」という。)	
身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号) による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法 (昭和35年法律第37号) いう知的障害者に関する情報であって規則で定めるもの (以下「障害者関係情報」という。)		身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号) による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法 (昭和35年法律第37号) いう知的障害者に関する情報であって規則で定めるもの (以下「障害者関係情報」という。)	
外国人生活保護関係情報		外国人生活保護関係情報	
療育手帳関係情報		療育手帳関係情報	
住登外者宛名情報		住登外者宛名情報	
外国人生活保護関係情報		外国人生活保護関係情報	
住登外者宛名情報		住登外者宛名情報	
外国人生活保護関係情報		外国人生活保護関係情報	
住登外者宛名情報		住登外者宛名情報	
生活保護法 (昭和25年法律第144号) による保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの (以下「生活保護関係情報」という。)		生活保護法 (昭和25年法律第144号) による保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの (以下「生活保護関係情報」という。)	
障害者関係情報		障害者関係情報	
外国人生活保護関係情報		外国人生活保護関係情報	
住登外者宛名情報		住登外者宛名情報	
地方税関係情報		地方税関係情報	
自立支援給付関係情報		自立支援給付関係情報	
障害者関係情報		障害者関係情報	

改正後		改正前	
8 市長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	8 市長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に関する特別児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの（以下「特別児童扶養手当関係情報」という。）		特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に関する特別児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの（以下「特別児童扶養手当関係情報」という。）
	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの（以下「医療保険給付関係情報」という。）		国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの（以下「医療保険給付関係情報」という。）
	国民年金法（昭和34年法律第141号）による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの（以下「年金給付関係情報」という。）		国民年金法（昭和34年法律第141号）による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの（以下「年金給付関係情報」という。）
	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの（以下「障害児福祉手当等関係情報」という。）		特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの（以下「障害児福祉手当等関係情報」という。）
	療育手帳関係情報		療育手帳関係情報
	住登外者宛名情報		
	母子保健法（昭和40年法律第141号）による妊娠の届出に関する情報であって規則で定めるもの（以下「妊娠関係情報」という。）		母子保健法（昭和40年法律第141号）による妊娠の届出に関する情報であって規則で定めるもの（以下「妊娠関係情報」という。）
	公営住宅法（昭和26年法律第193号）		公営住宅法（昭和26年法律第193号）

改正後		改正前	
9 市長	<p>号) による公営住宅の管理に関する情報であって規則で定めるもの(以下「公営住宅関係情報」という。)</p> <p>外国人生活保護関係情報</p> <p>住登外者宛名情報</p> <p>介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの(以下「介護保険給付等関係情報」という。)</p> <p>生活保護関係情報</p> <p>外国人生活保護関係情報</p> <p>療育手帳関係情報</p> <p>住登外者宛名情報</p>	<p>号) による公営住宅の管理に関する情報であって規則で定めるもの(以下「公営住宅関係情報」という。)</p> <p>外国人生活保護関係情報</p> <p>住登外者宛名情報</p> <p>介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの(以下「介護保険給付等関係情報」という。)</p> <p>生活保護関係情報</p> <p>外国人生活保護関係情報</p> <p>療育手帳関係情報</p> <p>住登外者宛名情報</p>	<p>9 市長</p> <p>地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>
10 市長	<p>公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの(以下「児童扶養手当関係情報」という。)</p> <p>中国残留邦人等支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。)</p> <p>特別児童扶養手当関係情報</p> <p>障害児福祉手当関係情報</p> <p>外国人生活保護関係情報</p> <p>療育手帳関係情報</p> <p>住登外者宛名情報</p>	<p>児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの(以下「児童扶養手当関係情報」という。)</p> <p>中国残留邦人等支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。)</p> <p>特別児童扶養手当関係情報</p> <p>障害児福祉手当関係情報</p> <p>外国人生活保護関係情報</p> <p>療育手帳関係情報</p> <p>住登外者宛名情報</p>	<p>10 市長</p> <p>公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの(以下「児童扶養手当関係情報」という。)</p> <p>中国残留邦人等支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。)</p> <p>特別児童扶養手当関係情報</p> <p>障害児福祉手当関係情報</p> <p>外国人生活保護関係情報</p> <p>療育手帳関係情報</p>
11 市長	<p>国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護関係情報</p> <p>ひとり親家庭の父又は母及び児童等に対する医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの(以下「ひとり親家庭医療費助成</p>	<p>国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護関係情報</p> <p>ひとり親家庭の父又は母及び児童等に対する医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの(以下「ひとり親家庭医療費助成</p>	<p>11 市長</p> <p>国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護関係情報</p> <p>ひとり親家庭の父又は母及び児童等に対する医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの(以下「ひとり親家庭医療費助成</p>

改正後		改正前	
12 市長	<p>知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報 自立支援給付関係情報 障害者関係情報 特別児童扶養手当関係情報 医療保険給付関係情報 年金給付関係情報 障害児福祉手当関係情報 療育手帳関係情報 住登外者宛名情報</p>	<p>知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報 自立支援給付関係情報 障害者関係情報 特別児童扶養手当関係情報 医療保険給付関係情報 年金給付関係情報 障害児福祉手当関係情報 療育手帳関係情報</p>	<p>関係情報」という。) 新潟県柏崎市妊産婦及び子ども医療費助成に関する条例による妊産婦及び子どもに対する医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの(以下「妊産婦及び子ども医療費助成関係情報」という。)</p> <p>外国人生活保護関係情報</p> <p>重度心身障害者に対する医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの(以下「重度心身障害者医療費助成関係情報」という。)</p>
13 市長	<p>老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>障害者関係情報 外国人生活保護関係情報 療育手帳関係情報 住登外者宛名情報</p>	<p>老人福祉法(昭和38年法律第133号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>障害者関係情報 外国人生活保護関係情報 療育手帳関係情報</p>	<p>関係情報」という。) 新潟県柏崎市妊産婦及び子ども医療費助成に関する条例による妊産婦及び子どもに対する医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの(以下「妊産婦及び子ども医療費助成関係情報」という。)</p> <p>外国人生活保護関係情報</p> <p>重度心身障害者に対する医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの(以下「重度心身障害者医療費助成関係情報」という。)</p>
14 市長	<p>母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>外国人生活保護関係情報 住登外者宛名情報</p>	<p>母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>外国人生活保護関係情報</p>	<p>関係情報」という。) 新潟県柏崎市妊産婦及び子ども医療費助成に関する条例による妊産婦及び子どもに対する医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの(以下「妊産婦及び子ども医療費助成関係情報」という。)</p> <p>外国人生活保護関係情報</p> <p>重度心身障害者に対する医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの(以下「重度心身障害者医療費助成関係情報」という。)</p>

改正後		改正前	
15 市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	15 市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
16 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	16 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの
17 市長	母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	17 市長	母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
18 市長	母子保健法による保健指導又は健康診査に関する事務であって規則で定めるもの	18 市長	母子保健法による保健指導又は健康診査に関する事務であって規則で定めるもの
19 市長	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	19 市長	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
20 市長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	20 市長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
21 市長	介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	21 市長	介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
	ひとり親家庭医療費助成関係情報 住登外者宛名情報		ひとり親家庭医療費助成関係情報
	年金給付関係情報		年金給付関係情報
	住登外者宛名情報		住登外者宛名情報
	外国人生活保護関係情報		外国人生活保護関係情報
	住登外者宛名情報		住登外者宛名情報
	予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって規則で定めるもの		予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって規則で定めるもの
	住登外者宛名情報		住登外者宛名情報
	地方税関係情報		地方税関係情報
	生活保護関係情報		生活保護関係情報
	障害者関係情報		障害者関係情報
	医療保険給付関係情報		医療保険給付関係情報
	外国人生活保護関係情報		外国人生活保護関係情報
	療育手帳関係情報		療育手帳関係情報
	重度心身障害者医療費助成関係情報		重度心身障害者医療費助成関係情報
	住登外者宛名情報		住登外者宛名情報
	公営住宅関係情報		公営住宅関係情報
	外国人生活保護関係情報		外国人生活保護関係情報
	住登外者宛名情報		住登外者宛名情報
	中国残留邦人等支援給付等関係情報		中国残留邦人等支援給付等関係情報
	外国人生活保護関係情報		外国人生活保護関係情報

改正後		改正前	
22 市長	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>住登外者宛名情報 地方税関係情報 自立支援給付関係情報 生活保護関係情報 中国残留邦人等支援給付等関係情報 障害者関係情報 特別児童扶養手当関係情報 医療保険給付関係情報 年金給付関係情報 障害児福祉手当関係情報 外国人生活保護関係情報 療育手帳関係情報 住登外者宛名情報</p>	22 市長	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報 自立支援給付関係情報 生活保護関係情報 中国残留邦人等支援給付等関係情報 障害者関係情報 特別児童扶養手当関係情報 医療保険給付関係情報 年金給付関係情報 障害児福祉手当関係情報 外国人生活保護関係情報 療育手帳関係情報</p>
23 市長	<p>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域の子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>外国人生活保護関係情報 療育手帳関係情報 住登外者宛名情報</p>	23 市長	<p>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域の子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>外国人生活保護関係情報 療育手帳関係情報</p>
24 市長	<p>ひとり親家庭の父又は母及び児童等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報 生活保護関係情報 妊産婦及び子どもの医療費助成関係情報 外国人生活保護関係情報 重度心身障害者医療費助成関係情報 住登外者宛名情報</p>	24 市長	<p>ひとり親家庭の父又は母及び児童等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報 生活保護関係情報 妊産婦及び子どもの医療費助成関係情報 外国人生活保護関係情報 重度心身障害者医療費助成関係情報</p>
25 市長	<p>新潟県柏崎市妊産婦及び子どもの医療費助成に関する条例による妊産婦及び子どもに対する医療費の助成に関する事務であって規則で</p> <p>生活保護関係情報 医療保険給付関係情報 ひとり親家庭医療費助成関係情報 外国人生活保護関係情報</p>	25 市長	<p>新潟県柏崎市妊産婦及び子どもの医療費助成に関する条例による妊産婦及び子どもに対する医療費の助成に関する事務であって規則で</p> <p>生活保護関係情報 医療保険給付関係情報 ひとり親家庭医療費助成関係情報 外国人生活保護関係情報</p>

改正後		改正前	
26 市長	<p>定めるもの</p> <p>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>重度心身障害者医療費助成関係情報</p> <p>住登外者宛名情報</p> <p>地方税関係情報</p> <p>児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>介護保険給付等関係情報</p> <p>自立支援給付関係情報</p> <p>母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護関係情報</p> <p>児童扶養手当関係情報</p> <p>中国残留邦人等支援給付等関係情報</p> <p>母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>特別児童扶養手当関係情報</p> <p>医療保険給付関係情報</p> <p>障害児福祉手当等関係情報</p> <p>妊娠関係情報</p> <p>公営住宅関係情報</p> <p>住登外者宛名情報</p> <p>地方税関係情報</p> <p>住登外者宛名情報</p>	26 市長	<p>定めるもの</p> <p>生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>重度心身障害者医療費助成関係情報</p> <p>地方税関係情報</p> <p>児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>介護保険給付等関係情報</p> <p>自立支援給付関係情報</p> <p>母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護関係情報</p> <p>児童扶養手当関係情報</p> <p>中国残留邦人等支援給付等関係情報</p> <p>母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>特別児童扶養手当関係情報</p> <p>医療保険給付関係情報</p> <p>障害児福祉手当等関係情報</p> <p>妊娠関係情報</p> <p>公営住宅関係情報</p>
27 市長	<p>軽・中等度難聴児に対する補聴器購入費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報</p> <p>住登外者宛名情報</p>	27 市長	<p>軽・中等度難聴児に対する補聴器購入費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報</p>
28 市長	<p>重度心身障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報</p> <p>生活保護関係情報</p> <p>障害者関係情報</p> <p>医療保険給付関係情報</p>	28 市長	<p>重度心身障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報</p> <p>生活保護関係情報</p> <p>障害者関係情報</p> <p>医療保険給付関係情報</p>

改正後		改正前	
29 市長	新潟県心身障害者扶養共済制度条例による新潟県心身障害者扶養共済制度の届出及び掛金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	29 市長	新潟県心身障害者扶養共済制度条例による新潟県心身障害者扶養共済制度の届出及び掛金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
	外国人生活保護関係情報 療育手帳関係情報 住登外者宛名情報 地方税関係情報 住登外者宛名情報		外国人生活保護関係情報 療育手帳関係情報 地方税関係情報
30 市長	身体障害者等の通院に係る費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	30 市長	身体障害者等の通院に係る費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
	外国人生活保護関係情報 療育手帳関係情報 住登外者宛名情報		障害者関係情報 療育手帳関係情報
31 市長	精神障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	31 市長	精神障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
	外国人生活保護関係情報 住登外者宛名情報		生活保護関係情報 医療保険給付関係情報 外国人生活保護関係情報
32 市長	高齢者又は障害者のいる世帯において住宅をその高齢者等の身体状況に適したものに改造等を行う際に要する経費の補助に関する事務であって規則で定めるもの	32 市長	高齢者又は障害者のいる世帯において住宅をその高齢者等の身体状況に適したものに改造等を行う際に要する経費の補助に関する事務であって規則で定めるもの
	外国人生活保護関係情報 住登外者宛名情報		地方税関係情報
33 市長	在宅の寝たきり高齢者若しくは認知症高齢者、重度心身障害者又は精神障害者で常時紙おむつを使用しているものに対する紙おむつの購入に係る費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	33 市長	在宅の寝たきり高齢者若しくは認知症高齢者、重度心身障害者又は精神障害者で常時紙おむつを使用しているものに対する紙おむつの購入に係る費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
	外国人生活保護関係情報 住登外者宛名情報		地方税関係情報 障害者関係情報 療育手帳関係情報 住登外者宛名情報
34 市長	在宅の1人暮らしの高齢者又は重度心身障害者等に対する緊急通報装置の貸与に関する事務であって規則で定めるもの	34 市長	在宅の1人暮らしの高齢者又は重度心身障害者等に対する緊急通報装置の貸与に関する事務であって規則で定めるもの
	外国人生活保護関係情報 住登外者宛名情報		地方税関係情報
35 市長	介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人が実施する利用者負担の軽減に対する助成に関する事務	35 市長	介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人が実施する利用者負担の軽減に対する助成に関する事務
	外国人生活保護関係情報 住登外者宛名情報		地方税関係情報 介護保険給付等関係情報 生活保護関係情報

改正後		改正前	
36 市長	<p>であって規則で定めるもの</p> <p>介護保険の在宅サービスに係る利用者負担の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>36 市長</p>	<p>であって規則で定めるもの</p> <p>介護保険の在宅サービスに係る利用者負担の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>
37 市長	<p>除雪に際し援護が必要な世帯に対する除雪に要した経費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>37 市長</p>	<p>除雪に際し援護が必要な世帯に対する除雪に要した経費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>
38 市長	<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者の医療保護入院の実施に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>38 市長</p>	<p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者の医療保護入院の実施に関する事務であって規則で定めるもの</p>
39 市長	<p>小児慢性特定疾患児に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>39 市長</p>	<p>小児慢性特定疾患児に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの</p>
40 市長	<p>心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律による適切な処遇を決定するための手続等に関する事務</p>	<p>40 市長</p>	<p>心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律による適切な処遇を決定するための手続等に関する事務</p>

改正後		改正前	
41 市長	<p>であって規則で定めるもの</p> <p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び指導に関する事務であって規則で定めるもの</p>	41 市長	<p>であって規則で定めるもの</p> <p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神保健及び精神障害者の福祉に関する相談及び指導に関する事務であって規則で定めるもの</p>
	<p>住登外者宛名情報</p> <p>自立支援給付関係情報</p> <p>障害者関係情報</p> <p>療育手帳関係情報</p> <p>住登外者宛名情報</p>		<p>自立支援給付関係情報</p> <p>障害者関係情報</p> <p>療育手帳関係情報</p>
42 市長	<p>障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律による障害者虐待の防止、保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援の実施に関する事務であって規則で定めるもの</p>	42 市長	<p>障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律による障害者虐待の防止、保護及び自立の支援並びに養護者に対する支援の実施に関する事務であって規則で定めるもの</p>
	<p>介護保険給付等関係情報</p> <p>自立支援給付関係情報</p> <p>障害者関係情報</p> <p>療育手帳関係情報</p> <p>住登外者宛名情報</p>		<p>介護保険給付等関係情報</p> <p>自立支援給付関係情報</p> <p>障害者関係情報</p> <p>療育手帳関係情報</p>
43 市長	<p>高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援の実施に関する事務であって規則で定めるもの</p>	43 市長	<p>高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援の実施に関する事務であって規則で定めるもの</p>
	<p>介護保険給付等関係情報</p> <p>住登外者宛名情報</p>		<p>介護保険給付等関係情報</p>
44 市長	<p>高齢者の医療の確保に関する法律による特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する事務であって規則で定めるもの</p>	44 市長	<p>高齢者の医療の確保に関する法律による特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する事務であって規則で定めるもの</p>
	<p>地方税関係情報</p> <p>生活保護関係情報</p> <p>障害者関係情報</p> <p>医療保険給付関係情報</p> <p>外国人生活保護関係情報</p> <p>住登外者宛名情報</p>		<p>地方税関係情報</p> <p>生活保護関係情報</p> <p>障害者関係情報</p> <p>医療保険給付関係情報</p> <p>外国人生活保護関係情報</p>
45 市長	<p>高齢者の医療の確保に関する法律による特定健康診査以外の健康診査の実施に関する事務であって規則で定めるもの</p>	45 市長	<p>高齢者の医療の確保に関する法律による特定健康診査以外の健康診査の実施に関する事務であって規則で定めるもの</p>
	<p>地方税関係情報</p> <p>生活保護関係情報</p> <p>医療保険給付関係情報</p> <p>外国人生活保護関係情報</p> <p>住登外者宛名情報</p>		<p>地方税関係情報</p> <p>生活保護関係情報</p> <p>医療保険給付関係情報</p> <p>外国人生活保護関係情報</p>
46 市長	<p>地方税と一元管理して行う介護保険料、後期高齢者医療保険料及び保育料の滞納整理に関する事務であって規則で定めるもの</p>	46 市長	<p>地方税と一元管理して行う介護保険料、後期高齢者医療保険料及び保育料の滞納整理に関する事務であって規則で定めるもの</p>
	<p>地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p>		<p>地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p>

改正後		改正前	
47 市長	介護保険給付等関係情報	不妊治療に係る費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	介護保険給付等関係情報
	生活保護関係情報		生活保護関係情報
48 市長	医療保険給付関係情報	不育症治療に係る費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報
	児童福祉法による費用の賦課徴収に関する情報であって規則で定めるもの		児童福祉法による費用の賦課徴収に関する情報であって規則で定めるもの
49 市長	子ども・子育て支援法及びこれに基づく条例による保育料の賦課徴収に関する情報であって規則で定めるもの	療育相談等の発達相談業務、児童発達支援事業及び計画相談事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	子ども・子育て支援法及びこれに基づく条例による保育料の賦課徴収に関する情報であって規則で定めるもの
	外国人生活保護関係情報		外国人生活保護関係情報
50 市長	住登外者宛名情報	療育相談等の発達相談業務、児童発達支援事業及び計画相談事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報
	地方税関係情報		地方税関係情報
51 市長	医療保険給付関係情報	ひとり暮らし老人又は寝たきり老人に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報
	住登外者宛名情報		住登外者宛名情報
47 市長	地方税関係情報	不妊治療に係る費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報
	医療保険給付関係情報		医療保険給付関係情報
48 市長	住登外者宛名情報	不育症治療に係る費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報
	地方税関係情報		地方税関係情報
49 市長	医療保険給付関係情報	療育相談等の発達相談業務、児童発達支援事業及び計画相談事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報
	住登外者宛名情報		住登外者宛名情報
50 市長	地方税関係情報	児童福祉法による放課後児童健全育成事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報
	障害者関係情報		障害者関係情報
51 市長	特別児童扶養手当関係情報	ひとり暮らし老人又は寝たきり老人に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	特別児童扶養手当関係情報
	療育手帳関係情報		療育手帳関係情報
47 市長	住登外者宛名情報	療育相談等の発達相談業務、児童発達支援事業及び計画相談事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	住登外者宛名情報
	生活保護関係情報		生活保護関係情報
48 市長	児童扶養手当関係情報	ひとり暮らし老人又は寝たきり老人に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	児童扶養手当関係情報
	ひとり親家庭医療費助成関係情報		ひとり親家庭医療費助成関係情報
49 市長	外国人生活保護関係情報	療育相談等の発達相談業務、児童発達支援事業及び計画相談事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報
	住登外者宛名情報		住登外者宛名情報
50 市長	地方税関係情報	ひとり暮らし老人又は寝たきり老人に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報
	生活保護関係情報		生活保護関係情報
51 市長	医療保険給付関係情報	ひとり暮らし老人又は寝たきり老人に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報
	住登外者宛名情報		住登外者宛名情報

改正後

改正前

別表第3 (第5条関係)

別表第3 (第5条関係)

情報照会機関 (略)	事務	情報提供機関	特定個人情報			
5 教育委員会	被災児童生徒に対する就学援助の実施に関する事務であって規則で定めるもの	市長	<table border="1"> <tr> <td>地方税関係情報</td> </tr> <tr> <td>生活保護関係情報</td> </tr> <tr> <td>外国人生活保護関係情報</td> </tr> </table>	地方税関係情報	生活保護関係情報	外国人生活保護関係情報
地方税関係情報						
生活保護関係情報						
外国人生活保護関係情報						
6 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住登外者宛名情報			

情報照会機関 (略)	事務	情報提供機関	特定個人情報			
5 教育委員会	被災児童生徒に対する就学援助の実施に関する事務であって規則で定めるもの	市長	<table border="1"> <tr> <td>地方税関係情報</td> </tr> <tr> <td>生活保護関係情報</td> </tr> <tr> <td>外国人生活保護関係情報</td> </tr> </table>	地方税関係情報	生活保護関係情報	外国人生活保護関係情報
地方税関係情報						
生活保護関係情報						
外国人生活保護関係情報						